

目 次

第1号（2月10日）

告 示

..... 1

応招議員

..... 1

議事日程

..... 2

本日の会議に付した事件

..... 2

出席議員

..... 2

欠席議員

..... 3

事務局職員出席者

..... 3

説明のため出席した者の職氏名

..... 3

開 会	
.....	3
会議録署名議員の指名	
.....	4
会期の決定	
.....	4
町長提出第 1 号議案	
.....	4
町長提出第 2 号議案	
.....	5
閉 会	
.....	1 5
署 名	
.....	1 6

津和野町告示第 3 号

平成 21 年第 1 回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 21 年 2 月 3 日

津和野町長

中島 巖

1 期 日 平成 21 年 2 月 10 日

2 場 所 津和野町役場 日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

村上 義一君

下森 博之君

沖田 守君

青木 克弥君

河田 隆資君

青木登志男君

原 秀君

中岡 誠君

須川 正則君

滝元 三郎君

道信 俊昭君

斎藤 和巳君

竹内志津子君

板垣 敬司君

村上 英喜君

藤井貴久男君

後山 幸次君

○応招しなかった議員

平成 21 年 第 1 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
1 日)

平成 21 年 2 月

10 日 (火曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 21 年 2 月 10 日 午

後 1 時 30 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提出第 1 号議案 津和野町農産物処理加工施設の設
置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 4 町長提出第 2 号議案 平成 20 年度津和野町一般会計補

正予算（第5号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長提出第1号議案 津和野町農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第4 町長提出第2号議案 平成20年度津和野町一般会計補

正予算（第5号）

出席議員（16名）

1番 村上 義一君

2番 下森 博之君

3番 沖田 守君

4番 青木 克弥君

6番 河田 隆資君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（1名）

7 番 青木登志男君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中島 巖君 副町長 ……………

松浦 秀信君

副町長 …………… 沖田 修君 参事 ……………

長嶺 常盤君

総務財政課長 …………… 右田 基司君 商工観光課長 ……………

山岡 浩二君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君

午後 1 時 30 分開会

○議長（後山 幸次君） 皆さん、こんにちは。本日は午前中に経済常任委員会が請願審査を前から計画しておりましたので、請願代表者のほうにも、そのような連絡をしておりましたので、午前中に会議を開くことができませんでした。変則的に午後から開催になりましたが、本日は平成 21 年の第 1 回津和野町議会臨時会が招集されましたところ、皆様方にはお出かけいただきまして、ありがとうございます。

本臨時会は、条例案件 1 件、補正予算 1 件について御審議いただくわけではありますが、皆様方の慎重な御審議をよろしくお願いをいたします。

7 番、青木登志男議員より欠席の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は、16 名であります。定足数に達しておりますので、平成 21 年第 1 回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、2 番、下森博之君、3 番、沖田守君を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

○議長（後山 幸次君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3. 議案第 1 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 3、議案第 1 号津和野町農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 本日は、臨時議会をお願いを申しましたとこ

ろ、こうした時間帯にもかかわりませず、議員の皆様方には繰り合わせて御出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

本臨時会に御提案をさしていただきます案件は、2案件であります
が、どうぞよろしく御審議のほどを、お願いを申し上げます。

それでは、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案第1号津和野町農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、現行条例設定後におきまして、施設の所在地番に変更がありましたので、今回条例の一部を改めさせていただきますというものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第1号 津和野町農産物処理加工施設の設置及び管理に関する
条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第1号津和野町農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第4. 議案第2号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議案第2号平成20年度津和野町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 議案第2号は、平成20年度津和野町一般会計補正予算（第5号）でございますが、今回歳入歳出それぞれ3,100万円を増額をさせていただき、歳入歳出それぞれ予算総額74億5,473万円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものといたしましては、商工費商工振興費で、津和野町緊急プレミアム商品券補助金2,104万7,000円、津和野町緊急信用保証料補給金1,000万円であります。

商品券補助金につきましては、未曾有の経済危機により、地域経済も大きく冷え込んでおりますが、近く交付される予定の定額給付金とあわせ、利用することにより、町民生活の支援と消費による地域経済の刺激に資することを目的として、発行をさせていただきたいというものであります。

また、保証料補助につきましては、世界的な金融不安、株価の下落、円高等の影響などによりまして、中小企業の経営環境が厳しさを増しております、町内における中小企業者におきましても、事業資金調達

に支障を来しているという現状から、町内業者の皆さんが国、県の緊急支援融資を借り入れる際の、信用保証料の一部を補助し、経営支援をいたしたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明をさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後山 幸次君） はい、どうぞ。

○町長（中島 巖君） 歳入の主なものといたしましては、普通交付税3,100万円を充てることといたしております。

なお、このうち津和野町緊急プレミアム商品券補助金分につきましては、現在、国において支援をいただく予定の、地域活性化・生活対策交付金を申請中でありますので、その交付決定を待つて財源振りかえ等を後日させていただきたいと、このように考えておるところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第2号 平成20年度津和野町一般会計補正予算（第5号）

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 町長が最初に言われたように、定額給付金が通過することを願いつつ質問をするわけですが、この給付金が国会を通れば、当然原資として、それをこのように使われる可能性が高いと、それがなければ、金のある人ができて、お金の人はちょっとできないなあ、たとえ1万2,000円でも、有利な分でもなかなか苦しい人も発生するかもしれないなという思いで、これをちょっと質問しますけども、住民の、今、さっき課長が言われましたように、基本台帳を見せるわけにはいきませんよね、それは申し込みの部分で商工会がするわけですから。で、商工会としては、どのような対応をするというふうにお答えになっているんでしょうか。例えば、申し込み書類の世帯主をパソコンの中に入力していけば、同じ名前の人が重複すれば、この人はもう一回やってますよというふうな返答をして、お断りするところが、まあ、単純には可能だと思うんですけども、緩める部分として少し厳しくする部分というのを商工会等、話をもう少しされているかどうか、お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 河田議員さん、おっしゃいましたとおりでありまして、パソコンに名簿を入力をしまして、それによって重複とか、見つけましてはチェックをするということまでは、商工会と私どもで、事務のやり方として詰めております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 先ほど、プレミアムつき商品券の、これ、事業実施が商工会とお聞きしました。この商品券を使う側と、それから受け入れる業者側ですね、先ほど、課長のお話によりますと、その受け入れの業者のほうは商工会の会員なのか、それともまだ会員になられておられないと、未加入、加入というような商店がたくさんあると思うんですが、これは商工会に任せるんですか、これは商工会員でなければ、この商品券が使えないというようなことも招かれると思うんですが、この全津和野町からいえば、何百という商業に携わっている業者がございますので、そうしたところはどのように図られているんですか。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 事務上のこともありまして、とりあ

えずは商工会会員さんにすべて通知を、商工会のほうから差し上げて、この商品券の取り扱いの店舗として登録をしていただくことをやって、中には会員さんの中にも手を挙げておられない方もいらっしゃるかもしれませんが、で、手を挙げた方でやっていくと。

それと、出てこないとわかりませんが、やはり通知そのものが商工会外にはなかなか文書としては差し上げることは難しいかもしれませんが、例えば商工会員でない方が、「うちもどうなんだろうか」という相談があった場合は、個々のケースとして相談に乗っていくと、できれば商工会としては、これを機に商工会会員になっていただくことも含めながら、さしていただきたいと。どうしても商工会にはならないけども、これには加入したいということがありましたら、それは個々のケースとして商工会と町とで判断をしたり、業者さんと3者で話し合いをしたりしていくことになるのかなというふうな想定はしております。今ここで、こうと、なかなかルールとして言いにくい部分はありますけども、そのような対応になっていくのかなというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） ちょっと、わかりにくい答弁だったんですが、町、課長としては、この商品券が、商工会が事業実施されるわ

けでもございますけど、町として、これは加入、商工会の加入、未加入を、関係があるととらえながら発行させるのか、それとも商工会にすべてそれをゆだねるのか、このやり方はゆだねてやるのか、何か3者で話し合うとか、後から申込書に未加入の会員のお店があっても、申し込みがあれば3者で話し合うとか相談するとかというんですけど、町独自の考えですね、課としてはどのように思われているんですかね、判断されるんですか。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） このプレミアム商品券の扱いの店舗としては1店でも多いほうが良いというふうに考えております。

それと、商工会会員になられる、なれないは、やはりお店の意思と、それから商工会の考えとがありますので、町のほうで、なかなかどうしなさいということはいにくい面がありますので、そのことについての回答は、ちょっと御容赦いただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 商工会が事業実施といえ、町が主体となっていく事業ですので、なるべく公平公正のもとに、まあ、加入、未加入関係なく、これは一律、住民の方が皆さん利用していただいて、

そして商業の営むところも上下左右なく均衡に行き渡るように、そうした方向で事業実施を行っていただきたいと思いますので、ぜひ課のほうからでも商工会のほうへ、この加入、未加入に関係なく、できればこの商品券の消費があればあるほど、この利用効率というのも高められるわけですので、その方向で行っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（後山 幸次君） ほかに。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 次に、緊急信用保証料の補給制度の件ですが、これの2番目の補給対象の場合に、納期の到来した町税を完納している法人等というふうに条件がありますが、例えば、それを納税に充てたいんだと、当然、この1番の島根県の制度融資の中の資金繰り円滑化支援緊急資金、会社経営しておれば、そういうところへの、当然、お金の資金繰りというの発生するはずですが、それをすれば、こういう「ただし」を入れなければ、ひょっとしたら町の徴収にも使われる可能性があると思いますけども、これだと運転資金及び、まあ、原材料はその下にありますから、それ以外のもの使用せざるを得ないという、その条件になりますが、その辺については、どのようなお考えでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 制度構築をする中で、今議員さんが言われました、その借入金をもって納税をとすることは想定はしておりませんので、そこにつきましては、やはり補給制度といいますが、差し上げる補助金であることには変わりありませんので、補助金要綱等々も準じていきますと、やはり、その津和野町が一貫してやっております、納税が完全に行われている方じゃないと補助金は出せないという原則は崩せないと思います。

ただし、借入れはありますので、ここからちょっと個人的な考えも多少入りますが、やり方としては借入金認められれば入りますので、何かで、その前に納税のほうは済ましておいていただいて、形だけは整えていただいた上で、やはり納税が済んだということで、この補償制度を御利用いただくというようなことでの対応が現実的なのかなというふうに考えております。制度としまして、今言われたことはわからないでもありませんが、やはり町税滞納しているということは、行政として崩せないというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 今のような裏話等については商工会さ

んにお話をさせていただいて、そういった資金の方法もありますよということ、ぜひ商工会、当然、窓口は商工会になりますので、そこへお伝えをしておいていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） そのように執行したいと思います。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） この商品券の話でございますが、当然買うほうの者にとりましては、ある程度、商品がそろわないとなかなか買うのが難しいのではというような感じを持っております。

といいますのも、津和野町でも、はっきり申し上げまして、大型店、キヌヤさんとか農協とかあるわけですが、この方々は多分商工会に入っておられないと思っておるんですが、ぜひともこの際でありますので、商工会に入ってくださいまして、町のために何とか今後御協力を得ていただくように課長のほうからひとつ働きかけをお願いをいたしたいと思うんですが、どうぞございましょう。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 今具体的な店舗名とか出ましたが、どこが入っている、入っていないは申し上げることは、個人情報に関係し

ますので、できませんが、やっぱり入っているところ、入っていないところあると思いますので、議員さん御指摘のように、なるべく、先ほど村上議員さんの御質問にもお答えしましたとおり、この商品券の使えるお店がたくさん広がりますような、すべての努力はしていきたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 一、二点なんですけど、お聞きしたいんですけど、商品券につきましてですが、非常に、消費の刺激ということで非常にタイムリーな企画でございますし、あるいはプレミアムも20%ということで高い部類だと思いますんで、大変結構なことだというふうに評価をいたします。

で、ちょっとお聞きしたいのは、業者によって、同じ商工会に入っている業者によって、性格上メリットがないといいますかね、多分食料品だとか身の回りについては、当然使いやすいんですけど、建築の関係だとか簡単に思い浮かびませんが、あと建設屋さんとかね、あんまりこの1万2,000円とか、家を、四、五万合わせて使うなんちゅうことに、まあ、現実的にはならないと思うんですよ。そうすると、同じ商工会の中でもメリットのある部分と全くほとんどメリットのない部分というの

が出てくると思うんですね。ですから、そこら辺、商工会のほうで、ある程度話して納得されておるのかどうなのか、ある意味若干、不公平感があるのかなというふうな気もするんですが、そこら辺のお話がどうなっておるか。

それと、ついでお聞きしますが、算定根拠の中で、申しわけない、ちょっとわかりにくいんでちょっと教えていただきたいんですが、セット用の封筒が、これ商品券それぞれ入れるのかよくわかりませんが、これはどういうもので、この程度のお金がかかるのか、あるいは預かり証印刷費というのがありますが、ほかのことは大体予想がつくんですが、この2つ、どういうものなのか、申しわけない、ついでおちょっと、わかりませんので説明していただけますか。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 最初の件であります。やっぱり、商品券という、その企画の性格上、すべての業種に均等に恩恵があるとは当然思っておりませんし、それはいたし方ない面があるというふうに思います。町の食料品屋さんと土建屋さんが同じに恩恵をこうむるシステムちゅうのは、なかなか難しいと思います。商品券につきましては、日用品等々を扱われる店舗に当然、利用度が高い、これは仕方がな

と思います。ですからというわけでもありませんが、もう一点の保証料の補給制度もあわせて行いますのは、これは業種に関係なく運転資金の円滑な調達に資するということも、ですからあわせてやっていきたいというふうな考えもありまして、あわせてお願いをした次第であります。

それから、今事務費の細目について御質問ですが、セット用封筒というのは12枚を千円券を印刷します、券は千円券でしか作りません。その千円券を12枚セットしたものを入れる封筒です。この封筒単位で販売をしたいというふうに考えております。12枚を1万円で販売をする。そのためのセット封筒、どうしても必要なものだと思います。

それから、預かり証というのは、これはお店への支払いの場合に、預かり証の複写にした事務用品なんです、そういうものがお店から使用済みの券を預かります、いただきます、そのときの証明というか、預かりを、領収のようなもんです、それを切ってお渡しするんです。それが複写になっておりまして、それがどうしてもでき合いのものではなかなかうまくいかないということがあるようですので、複写の、そういう預かり証をつくる必要があるということで印刷代を、若干ですが挙げております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 前、河田議員が質問したのに関連するんですけども、保証料の補給金の1,000万円の件なんですけども、先ほど町税にもってそれを充てたいというよな御意見もあったわけなんですけど、私は、この4月に消費税というのが大きくなって会社経営を「消費税を払わんにゃいけんのじゃども、何せ消費税は一たんもろうとるんじゃけ、使うたんじゃけ、やれんのじゃが、その資金繰りが大変なんだ」というのも、意見もかなり聞いとるんですけど、その金を利用して消費税に充てるというのも対象になるのかどうか。まあ、1,000万ちゅうたら、やはり約30万ばかりの消費税を入れるようになるわけなんですけども、そん中で、それが、やはり2,000万、3,000万ちゅうと、かなりの単位の消費税を、ま、物によって違うわけなんですけども、そういうのがあるんじゃけども、消費税の使うために資金繰りをうまくするために、消費税にそれを充てるというのも対象なのかどうか、ちょっと、その点お聞かせ願いたいと思うわけです。

それをもう1点。プレミアム商品券なんですけども、津和野の、本店が津和野であったとするというた場合に、支店がよそにあったとする場合

があるものがある、それは、そういう店は、その、よそのところもあった場合でも通用するのか、ましてやキヌヤさんのように、本店は向こうだけど、津和野の商工会の会員になっておるといので、そのキヌヤさんはどこ行っても使えるのか、どうか、津和野だけなのかどうか、その本支店勘定の中でどういう形になっとるのかちゅうのが、もしわかればお知らせいただきたい。

その2点です。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 信用保証のほうの税のお話ですけども、ここで対象としておりますのは町税ですので、町税の未納のない方ということですので、消費税は町税ではありませんので、そこはそのようにお考えをいただいたらよろしいかと思えます。（発言する者あり）

○議長（後山 幸次君） 課長に先に答弁させてから。

○商工観光課長（山岡 浩二君） ですから、運転資金の調達をされて、それをどうお使いになるかまでは、この保証料の補給に関してはチェックするわけじゃありませんので、ただ、この保証料の補給をすることを決定するに当たって、町税の滞納があってはできませんと言っているだけですので、で、消費税は町税ではありませんので。（発言する者

あり) だから、何に使っても、「もう一点、支店の分」と呼ぶ者あり)
それから、本支店の関係ですが、店舗や会社の様態によって一概に言えないのかもしれませんが、イメージとしてという言い方はあいまいでおしかりを受けるかもしれませんが、私たち考えておりますのは、津和野町内での店舗というふうに考えておりますので、キヌヤさんなんかにつきましては、津和野の、キヌヤの津和野店と、高津店では使えない、というふうに考えております。これ例示ですけど。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 今の町税の部分、ちょっと話聞いてて、あれなんで確認させてもらいたいんですが、そもそも、この県制度融資と国の補助制度の関係は借り入れ時に滞納がないかという証明書も出すんじゃないかと思ってるんで、滞納があって、借り入れがされている事実がそもそもあるのかどうかというのが疑問に思ったんですけども、じゃないですかね、だから。もう制度借り入れてる時点で滞納はないんだというふうに私は認識したんですが、いかがでしょう。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 僕も記憶違いがあるかもしれませんが、緊急制度融資に関して、滞納は要件になってなかったのではないかと

と、済いません、ちょっと思います。そのかわり、返済に関しての当然、財務チェックといいますが、そういうことがすべて経た上で融資そのものが決定をされていきます。それで、融資が決定されないと当然この信用保証料の補給はできませんので、そのあたりで、滞納に限らずですけども、そういう財務チェックはかかった上で、私どものところにこの申請が来るというふうには考えておりますので、ひよっとすると、という言い方はあいまいで申しわけありません、ひよっとすると確かに未税について、滞納については、もうチェックがかかっているのかもしれませんが。ただ、町として、町の補助金制度の一種ですので、町として、町税の滞納に関しては、やはり私どもでちゃんとチェックをさせていただいて、ありましたら、もし、うちに出てきたときでさえ、町税の滞納がもしありましたら、そこはお断りをさせていただくという、制度上はそう考えているということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第2号平成20年度津和野町一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上をもちまして、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、第1回津和野町議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

午後2時19分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

